

第8地区教科用図書採択教育委員会協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、「第8地区教科用図書採択教育委員会協議会」（昭和39年5月4日道教委告示第90号）（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、採択地区内の市町村立義務教育諸学校の児童生徒が使用する教科用図書について「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（昭和38年12月21日 法律第182号）第13条第1項、第4項及び第5項の定めるところにより協議して、学習指導要領の目標や内容を踏まえ、それぞれの地域の実態に応じて、種目ごとに一種を決定する。

2 協議会を構成する各市町村教育委員会は、協議会が種目ごとに決定した教科用図書を採択しなければならない。

(構 成)

第3条 協議会は、採択地区内の各市町村教育委員会の代表者（以下「委員」という。）1名をもって構成する。

2 前項に掲げる採択地区内の各市町村教育委員会とは、次に掲げるものとする。

- (1) 稚内市教育委員会
- (2) 猿払村教育委員会
- (3) 浜頓別町教育委員会
- (4) 中頓別町教育委員会
- (5) 枝幸町教育委員会
- (6) 豊富町教育委員会
- (7) 礼文町教育委員会
- (8) 利尻町教育委員会
- (9) 利尻富士町教育委員会
- (10) 幌延町教育委員会

(役 員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名

2 役員の設定は、毎年度委員の互選とする。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

5 監事は会計事務を監査する。

(事務局)

第5条 協議会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長の所属する教育委員会に置くものとする。

3 事務局に事務局長1名と事務局員を若干名置く。

4 事務局長及び事務局員は会長が委嘱する。

5 事務局長は、会長の命を受け事務局の業務を総括する。

6 事務局員は、事務局長の命を受け事務局の業務に従事する。

(運 営)

第6条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は次条に定める調査委員会の報告に基づき、教科用図書を種目ごとに一種決

定するための協議を行う場合は、委員全員の出席によらなければならない。また、議決にあつては、原則として委員会全員の一致によらなければならない。なお、委員に事故ある時は、当該委員の指定する代人を出席させなければならない。

- 3 前項の協議が整わない種目があるときは、委員が選定すべきと考える教科用図書について委員の意見を求めた後、それぞれの委員が選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、多数決により選定する。ただし、多数決の結果、可否同数となった場合は、協議の経過を勘案し 会長がこれを決する。
- 4 第2項以外の協議会は、委員の3分の2以上が出席したときに成立し、出席委員の過半数により議決することができる。
- 5 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

(調査委員会)

第7条 協議会は必要とする年度のつど、「教科用図書調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設ける。

- 2 調査委員会は、教科用図書に関する専門的な調査研究を行い、その結果を協議会に報告するとともに、必要に応じて調査研究した教科書について協議会に意見を述べることができる。
- 3 調査委員は次の各号に掲げるもののうちから選任する。
 - (1) 採択地区内の市町村立義務教育諸学校の校長、教頭及び教諭並びに採択地区内の市町村教育委員会の指導主事及びその他学校教育に専門的な知識を有する職員。
 - (2) 採択地区内に居住する学識経験者及び保護者。
- 4 調査委員は、その者が属する市町村教育委員会の推薦に基づき協議会が委嘱する。
- 5 調査委員の欠格事項は次のとおりとする。
 - (1) 昭和39年2月14日文初教第96号文部省初中局長通知「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行にともなう事務処理について」のⅡの2に掲げる者。
- 6 調査委員の定数その他調査委員に関し必要な事項は、協議会が必要とする年度のつど、別に定めるものとする。

(情報開示)

第8条 採択の理由及び調査委員会から協議会に報告された資料並びに協議会及び調査委員会の委員名については第3条第2項に定める採択地区内の各教育委員会の採択終了後、遅滞なく公表する。

(経 費)

第9条 協議会に関する経費は、協議会を構成する市町村教育委員会の負担金をもってあてる。

- 2 前項に定める負担金は、当該年度の事業所要額のうち、35%を定額負担とし、65%を構成市町村の前年度基準財政需要額に応じて按分し、それらを合計して算出するものとする。

(改 廃)

第10条 この規約は協議会にはかつて定める。

(附 則)

- この規約は、平成 4年5月20日から施行する。
この規約は、平成11年5月14日から施行する。
この規約は、平成12年7月14日から施行する。
この規約は、平成13年5月 8日から施行する。
この規約は、平成15年7月24日から施行する。

この規約は、平成16年5月18日から施行する。
この規約は、平成23年5月13日から施行する。
この規約は、平成27年4月14日から施行する。